

201201025B

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

日本・シンガポール・台湾のDV防止と  
被害母子支援に関する比較法研究

平成23年度～平成24年度 総合研究報告書

研究代表者 清末 愛砂

平成 25 (2013) 年 5 月

## 目 次

### I. 総合研究報告書

- 日本・シンガポール・台湾のDV防止と被害母子支援に関する比較法研究--- 1  
清末愛砂

- II. 研究成果の刊行に関する一覧表----- 7

- III. 研究成果の刊行物の別刷----- 8

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
(総合) 研究報告書

日本・シンガポール・台湾の DV 防止と被害母子支援に関する比較法研究

研究代表者 清末 愛砂

国立大学法人室蘭工業大学大学院工学研究科准教授

研究要旨

外国籍住民の増加が予想されるなか、日本に先駆け DV 被害者支援に取り組んできたシンガポールと台湾の政策を比較しながら、日本の DV 被害者支援対策における外国籍女性とその子どもに対する法的保護のあり方を検討し、今後の課題に関する政策提言を行う。

研究分担者：福嶋由里子

所属：公益財団法人世界人権問題研究センター 研究第4部

職名：専任研究員

A. 研究目的

本研究の目的は、外国籍住民の増加が予想されるなか、日本に先駆け DV 被害者支援に取り組んできたシンガポールと台湾の政策を比較しながら、日本の DV 被害者支援対策における外国籍女性とその子どもに対する法的保護のあり方を検討し、今後の課題に関する政策提言を行うことにある。

B. 研究方法

平成 23 年度は、日本でシンガポールと台湾の DV 対策や外国籍母子への支援に関する文献資料を収集し、先行研究を再検討した。また、DV の被害者保護政策の国際的な基準の調査も兼ねて、国連経済社会局女性の地位向上部発行の

“Handbook for Legislation on Violence Against Women” の翻訳作業にかかわった。その後、台湾とシンガポールでの聞き取り調査を実施した。

平成 24 年度は前年度の調査で得たデータを整理すると同時に、関西（京都・大阪）と北海道で聞き取り調査を実施した。また、前年の調査結果を所属学会等で報告したほか、関連する論文を執筆した。また、大阪府男女共同参画・青少年

センターにおいて、市民を対象とした研究成果報告会を開催した。最終的には、日本、シンガポール、台湾の政策等を比較分析し、日本の外国籍被害者を含む母子被害者支援策の拡充についての具体的な提言と政策実現のために必要とされる研究成果報告書を作成した。

（倫理面への配慮）

聞き取り調査を実施する際は、インタビューから知り得た情報は研究目的以外には使わないことを聞き取り先に伝え、その旨を十分に理解してもらったうえでインタビューを開始した。また、IC レコーダーを用いて、インタビュー内容を記録したが、これに関しても事前に聞き取り先から許可を得た。

C. 研究結果

以下、文献調査および聞き取り調査で得た情報をもとに、各調査対象国における状況を簡潔にまとめる。

【シンガポール】

シンガポールでは、国際結婚斡旋業者を通してシンガポール男性と結婚した外国籍女性が、ビザの更新問題、言語問題、DV 被害に対する救済手段に関する情報へのアクセス問題等を抱えている。DV 被害者の法的救済については、シンガポールの包括的な家族法である「女性憲章」において規定されている。本憲章に基づく DV 被害の救済手段は外国籍配偶者も利用できるが、言語問題を抱えている女

性たちにはその存在が十分に知られていない。

2012年3月、シンガポール政府は長期滞在を認める新しいビザを条件付きで外国籍配偶者が申請できるようすることを発表した（2012年4月より施行）。外国籍配偶者の法的地位を安定させ得る制度として、今後の運用状況や実際の効果を注視する必要がある。

### 【台湾】

台湾では、「台湾家庭暴力防治法」に基づき、被害者保護や加害者処罰および更生に関する取り組みが進められている。同法に基づく法的救済は、外国籍配偶者にも適用される。

外国籍配偶者の支援については、「外籍及大陸配偶者照顧輔導措施」（Foreign and Mainland Chinese Spouse Care and Counseling Measure）（2003年施行）により設置された、外籍配偶家庭服务中心（Foreign Spouse Family Service Center）が主に担っている。

また、2007年12月に改正された「入出国及移民法入管法」（2008年8月施行）により、在留資格失効の原因とDVとの関連性を証明することができれば、在留期間の延長が可能となった。このように外国籍被害者の支援体制は整備されつつあるが、支援の地域間格差、経済的自立の難しさ、言語の壁等により、必要な情報が被害者に届きにくい状況がある。

### 【日本】

日本においては、2008年の法務省通達「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」および「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に係る在留審査及び退去強制手続きに関する措置についての効果により、DVの被害事実がある場合には、在留審査の際に資格の変更等が認められる傾向にある。

特に、過去に配偶者暴力相談支援センターや民間支援団体へ相談した、あるいは保護された事実がある場合は、資格の変更や更新が比較的認められやすい。しかし、多言語での情報提供や相談を提供

している配偶者暴力相談支援センターや民間支援団体は限られており、適切な支援情報が届かず、退去強制を恐れて相談を躊躇する外国籍被害者も一定数存在すると考えられる。

また、母子自立支援施設等においても、外国籍被害者の特性に配慮した支援が提供されていない場合もあり、相談、保護、自立支援といった支援の各段階において、外国籍被害者への支援の充実が求められている。

### D. 考察

台湾、シンガポール、日本3地域で実施した聞き取り調査から得られた情報を分析した結果、これらの地域に共通する傾向や施策、およびそれぞれの地域で導入されている独自の施策を見出すことができた。以下、3地域の共通点および各地域の特色を簡潔に示す。

#### 〈共通点〉

- 少子高齢化が進んでいるこれらの3地域では、国際結婚斡旋業者を通じた国際結婚が増加する傾向にある。そこには営利目的の<斡旋料>が介在しており不均衡な関係が作られやすい。また、カップルが知り合う期間が極めて短く、言語の違い等もあり、婚姻後にDVやコミュニケーション問題を含むさまざまな夫婦間の問題が生じやすい。
- 国際結婚斡旋業者が外国籍の女性配偶者の出身国（中国、ベトナム、フィリピン、タイ、インドネシアなど）とこれらの女性たちの婚姻先の地域との経済格差を利用して営利目的の斡旋を行っており、なかには人身取引に相当するものがみられる。また、外国籍の女性配偶者のなかにはこれらの経済格差を利用して、出身国にいる家族への経済的支援を考えている者もいるが、実際には言葉の壁や在留資格による制限を受け、就労が困難な状況に置かれている場合もある。さらには男性配偶者が送金や出身国にいる家族との連絡を禁止するなど行動の制限を行うパターンも

<p>みられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際結婚斡旋業者を利用する男性は、これらの地域で結婚相手を見つけるににくい社会的状況(たとえば、過疎地出身者、低所得者、低学歴者、比較的高齢である者等)におかれている場合が多い。特に過疎の農村地区では、家業の存続のために跡継ぎを必要としており、そのために国際結婚斡旋業者を通した結婚を選択せざるを得ない男性もいる。婚姻後に、男性配偶者やその家族が外国籍の女性配偶者に対して「嫁」として育児や介護を担う役割を強く求め、さらにはその地域の価値観に同調することを強要する傾向もみられる。</li> <li>外国籍の女性配偶者が直面している日常生活における主な問題としては、言語の壁、情報へのアクセスが困難であること、文化や制度の違いによる社会的適応の難しさ、DVを含むファミリー・バイオレンス、在留許可の更新や在留資格の変更の際に男性配偶者から協力を得ることができない等が挙げられる。</li> <li>3 地域とも DV 法あるいは DV 関連条項を含む家族法が制定されており、在留許可の有無を問わず、外国籍配偶者が法的救済手段を利用できる。また、公的および民間のリーガル・クリニックを利用し、法的助言を受けることができる。しかしながら、上述の問題により、外国籍配偶者が実際にそれらのサービスを利用することは難しい。</li> <li>3 地域とも、DV 被害者支援を担っている行政機関や民間支援団体において、程度の差はあるものの外国籍 DV 被害者への支援の必要性は認識されている。しかし、台湾やシンガポールよりもはるかに土地が広い日本においては、各都道府県内の外国籍住民の割合には大きな差があり、外国籍住民が少ない自治体では外国籍 DV 被害者支援策は優先課題として考えられていない。</li> <li>台湾と日本では、外国籍の DV 被害者が在留許可の更新や在留資格の変</li> </ul>	<p>更の際に、DV 被害が考慮されている。</p> <p><b>〈政策上の特色〉</b></p> <p><b>【台湾】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国籍配偶者を有する家族を支援するための包括的な施策が導入されており、その実施にあたっては特別な基金が創設されている。それを使って、行政が各地の民間支援団体に委託し、「外籍配偶家庭服务中心」(外籍配偶者のためのファミリーサービスセンター)を運営している。</li> <li>外国籍配偶者の生活適用の促進や、外国籍配偶者を有する家族を支援するための包括的な施策が導入されており、各事業の実施は各自治体に設置された外国籍配偶者のためのファミリーセンターが担っている。このセンターの運営は、すでに外国籍配偶者支援に実績のある民間団体に委託されている。またこの運営費は、内政部の外国籍配偶者支援に関する特別基金により拠出されている。</li> <li>外国籍 DV 被害者の支援は、家庭暴力防治法により設置された各地の DV センターと外国籍配偶者のためのファミリーサービスセンターの連携のもとに実施されており、外国籍被害者が抱える問題の特性に配慮した救済措置を講じができる体制が整備されている。</li> <li>DV により旅券を男性配偶者に取り上げられたり、在留許可に関する諸手続に必要な書面の準備が困難な場合においても、保護命令や DV センターへの相談記録等の DV 被害を証明するものを提示することにより、在留許可の更新や在留資格の変更を進めることができる等、DV 被害に配慮した措置が講じられている。</li> </ul> <p><b>【シンガポール】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭裁判所内の「家族の変革と保護部門」が DV を含むファミリー・バイオレンスの被害者保護のためのワンストップセンターとなっている。そこには専用のスタッフやカウンセラーが配置されており、被害者に情</li> </ul>
---	--

報提供や助言がなされている。

- 下級裁判所のなかに通訳部門が設置されている。DV 加害者や被害者、および両者の子どもを対象とする義務的カウンセリング制度が導入されている。
- 2012年4月より、就労が許可されていない「短期訪問許可」や「長期訪問許可」の保有者である外国籍配偶者が、一定の条件を満たすことができれば、就労が可能である新しい在留資格である「長期訪問許可・プラス」を申請することができるようになった。そのため、外国籍配偶者が就労によって所得を得ることができるようにになった。

#### 【日本】

- 法務省通達（2003年11月17日の「出入国管理及び難民認定法第62条第2項に基づく通報義務の解釈について」〔通知〕、2004年12月15日の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針について」、2008年7月10日の「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』及び『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針』に係る在留審査及び退去強制手続に関する措置について」〔通達〕）に沿って、外国籍DV被害者の在留許可の更新等に関する配慮が進められている。
- 行政による民間委託には地域差がある。調査対象であった北海道は広大な面積を有するという地理的要因により、行政が各地の民間支援団体に頼らざるを得ない状況におかれている。したがって、結果的に行政と民間との連携が進んでいる。

#### E. 結論

本研究の対象地域は、少子高齢化の進行に伴い、国際結婚件数が増加し、外国籍女性がDV被害者となるケースも増加しているという点で類似している。シンガポールおよび台湾は、日本に先駆けて

DV被害者支援に着手している。特に台湾では、在留資格の変更等にかかる特別措置や、多言語による支援体制の整備等、日本における課題の解決にむけて参考となる施策を実施している。また、台湾では外国籍被害者支援事業を実績のある民間団体に委託することにより、地域に根ざした支援の充実化が図られているのが特徴的である。来台3年以内の外国籍配偶者の家庭への訪問により、多言語での情報を提供し、被害の予防や早期発見を図っている点は参考に値する。

日本の外国籍被害者支援については、多言語での情報提供や相談が限られているため、被害が潜在化する傾向にある。特に、斡旋業者を通じて日本人男性と結婚した外国籍女性は、農村部等に散在していることが多く、支援が行き届きにくい状況にある。また、地域の公的機関には配偶者の親族関係者が関与している場合が多いことにより、被害者が相談を躊躇した結果、被害が深刻化する場合もある。さらに、斡旋業者を通じて国際結婚をした男性やその親族の一部は、高額の手数料を支払って家業を手伝う嫁を購入したという意識を強く有しており、国際結婚が人身取引に類似した側面があることが浮き彫りになった。日本における外国籍女性のDV被害の潜在化や深刻化を抑えるためには、外国籍被害者のニーズに即した支援の拡充が急務である。

以下、本研究の成果として、日本における今後のDV被害者保護政策の充実化に向けて、今後取り組みが必要と考えられる点を提言する。これらの提言の多くは、すでにDV被害者支援の分野において実績のある民間支援団体や研究者等によって指摘してきたものと重複する点が多い。しかし、本調査の結果、これらの点が改善されていないことが明らかとなつたため、それらを再度強調する意味を込めて、本研究に基づく提言したい。

- 国際結婚をしている家族に対する包括的な支援（福祉、医療、教育、就労等）の拡充を行うこと。たとえば、既存の子育て支援機関や就労支援機関等に外国籍配偶者とその家族を対

象とするファミリーサポートセンター機能を導入していくための予算措置および事業を実施すること。また、保健師や社会福祉士等、家庭を訪問する業務に従事する者に対しては、外国人母子のニーズに即した支援が提供できるよう、専門的な研修が提供されるべきである。

- DV 被害者のための法的救済措置や被害者の自立に有益となる情報等を多言語化すること。また、それらの情報を被害者に確実に伝達する方法を確保すること。
- DV 被害者支援を専門とする通訳を実績のある民間支援団体と連携しながら養成し、さらには養成された通訳者の活用方法についてもこれらの民間支援団体と協議すること。また、支援情報が届きにくい地区への通訳派遣制度についても積極的に検討すること。
- 定住している外国籍住民のためのニーズを把握するための包括的な生活実態調査（統計を含む）を全国的に実施すること。
- 一時保護所や母子生活支援施設等に滞在している外国籍 DV 被害者のニーズや言語および文化的な違いに配慮した対応ができるような工夫（たとえば、職員研修や多言語によるカウンセリング体制の整備等）を行うこと。また、支援における留意事項や関連機関の役割等を明確に示した、外国籍被害者支援の手引き等を作成するとともに、この支援の手引きを用いて、配偶者暴力相談支援センターや関連機関において職務関係者に対する研修を実施すること。
- 外国籍 DV 被害者の日本における自立支援に向けての就労支援（職業訓練、就労に繋がり得る語学研修等）を実施するとともに、教育機関と連携しながらの外国籍 DV 被害者の子どもへの支援体制を構築すること。
- DV 被害者の自立支援のための活動を行っている民間支援団体に対して、人件費を含めて財政援助を行うこと。

- 外国籍 DV 被害者に配慮した、滞在許可に関する現在の方針を維持し、これらの情報を当事者や支援者に広げる努力をすること。
- 国際結婚斡旋業者に対する規制や暴力の加害歴がある男性による斡旋業者の利用を制限するための法政策の導入に向けて検討を進めること。
- 国連経済社会局女性の地位向上部（現 UN Women）による“Handbook for Legislation on Violence Against Women”（女性に対する暴力に関する立法ハンドブック）のなかで示されている基準を満たす政策を実施すること。

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

清末愛砂「シンガポールにおける女性の地位向上のための家族法の改革に関する批判的考察」、『亜細亜女性法学』第 14 号、亜細亜女性法学研究所（韓国）、2011 年、183-204 頁

清末愛砂「シンガポールにおけるファミリー・バイオレンスに関する法制度の改革と今後の課題」、『亜細亜女性法学』第 15 号、亜細亜女性法学研究所（韓国）、2012 年、93-123 頁

### 2. 学会および研究会発表

清末愛砂・福嶋由里子「台湾における外国籍配偶者の DV 被害者に対する支援政策とその課題」、2012 年度日本女性学会大会、2012 年 6 月 3 日、大正大学

福嶋由里子「外国人女性に対するドメスティック・バイオレンス・被害者の法的保護と支援体制の拡充に向けて」、2012 年度「女性・戦争・人権」学会研究大会、2012 年 10 月 28 日、立命館大学朱雀キャンパス

清末愛砂「シンガポールにおけるファミリー・バイオレンスに関する法制度」、大阪大学大学院国際公共政策研究科床谷文雄研究室主催「養子・里親研究会」、2012 年 12 月 28 日、甲南大学

### 3. 書籍

国連経済社会局女性の地位向上部著、特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ編訳（訳者：雪田樹理、清末愛砂、福嶋由里子、生駒亜紀子）『女性に対する暴力に関する立法ハンドブック』、信山社、2011年

### 4. 報告書

清末愛砂・福嶋由里子「研究成果報告書 日本・シンガポール・台湾の DV 防止と被害母子支援に関する比較法研究」、2013 年 3 月、全 19 頁

### 5. 成果報告会

「日本・シンガポール・台湾の DV 防止と被害母子支援に関する比較法研究」報告セミナー、2013 年 2 月 22 日、大阪府立男女共同参画・青少年センター、後援：複合差別研究会、「女性・戦争・人権」学会、（報告者：清末愛砂・福嶋由里子、コメンテーター：元百合子（大阪女学院大学元教授）・李月順（関西大学非常勤講師））

### G. 知的所有権の取得状況

#### 1. 特許取得

なし

#### 2. 実用新案登録

なし

#### 3. その他

なし

## 研究成果の刊行に関する一覧表

### 書籍（翻訳書）

訳者氏名	著者	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
雪田樹理 清末愛砂 福嶋由里子 生駒亜紀子	国連経済社会局女性の地位向上部	特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ (編訳)	女性に対する暴力に関する立法ハンドブック	信山社	東京	2011年	全114頁

### 雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版地	出版年
清末愛砂	シンガポールにおける女性の地位向上のための家族法の改革に関する批判的考察	亞細亞女性法学 (Asian Women Law)、亞細亞女性法学研究所	第14号	183-204頁	韓国	2011年
同上	シンガポールにおけるファミリー・バイオレンスに関する法制度の改革と今後の課題	同上	第15号	93-123頁	韓国	2012年

### 報告書

発表者氏名	報告書タイトル名	ページ	出版年
清末愛砂 福嶋由里子	研究成果報告書 日本・シンガポール・台湾のDV防止と被害母子支援に関する比較法研究	全19頁	2013年

# 亞細亞女性法學

第 14 號

2011年 11月

## 論題

シンガポールにおける女性の地位向上のための  
家族法の改革に関する批判的考察 …… 清末愛砂

亞細亞女性法學研究所

# シンガポールにおける女性の地位向上のための 家族法の改革に関する批判的考察

清末愛沙\*

## 1. はじめに

1867年にイギリスの直轄植民地となったシンガポールは、1948年に自治に向けての立法院議会が設置されるまで、完全にイギリスの支配下に置かれてきたが、1959年に正式にイギリスの自治領となった。1963年にはイギリスから完全独立を果たし、マレーシア連邦の一州となったが、1965年8月に同連邦からの脱退を余儀なくされ<sup>1)</sup>、独立国家として歩み始めた。

独立後は、多国籍企業の国際加工基地および国際石油センターとしての機能を果たすため、外資誘致による輸出志向型工業化戦略を進めてきた結果、1980年代後半にはアジア有数の高所得国として、経済発展を成し遂げた。しかしながら、新生独立国家となった当時のシンガポールの門出はけっして明るいものではなかった。第一に独立の最大理由となったマレーシア連邦との対立に加え、1963年

\* 室蘭工業大学大学院工学研究科 准教授

1) シンガポールがマレーシア連邦からの独立を余儀なくされた理由は、経済政策に関する考え方方が連邦中央政府とシンガポール州政府との間で異なったことに起因している。シンガポール州政府は、シンガポールをマレーシア連邦内の商業・金融の中心、および多国籍企業の工業基地として経済発展させることを望んでいたが、連邦中央政府は他州に比べたときに、シンガポールが突出した経済発展を遂げることを望んでいなかった。また、シンガポールは華人系住民が人口の多数を占める一方、他州は自らをブミブトラ（土地の子）と認識しているマレー系住民を中心に構成されていることもあり、マレー系住民対華人系住民の民族対立もシンガポール独立の一つの理由となった。

から課せられるようになったインドネシアによる貿易禁止措置がそのまま継続されたことにより、対外貿易による収入を期待することができないという経済的危機にさらされていた。農耕地をほとんど有しない小国家であるがゆえに住民の食糧問題も大きく、さらにはイギリス軍の撤退が決定されることにより、住民が就労機会を逸失するという失業問題も抱えることになった。

すなわち、誕生当時のシンガポールはマレー国家に囲まれたなかで華人系住民が人口の約7割を占める民族構成、イギリスの植民地支配下で導入された民族分断統治政策によって生み出された民族確執の危機をはらんだ多民族国家性、ならびに他国との協調なしには生き残ることができない小国家の無資源国家性という大きな3つの特徴を乗り越えながら、新しい国民国家を築き上げる必要にせまられていたのである。

このような状況のなかで、特に無資源国家性という極めて不利な国家形成条件を有しながら経済発展を遂げるためには、国内で利用できるすべての資源を有効に活用する以外の方法は残されていなかった。このことは、マレーシア連邦加入前にシンガポールがイギリスの自治領となったときからの課題であった。

このように、シンガポールでは経済発展のために、女性のマンパワーの活用が必須とされてきたこともあり、女性が積極的に経済活動に参加することが求められてきた。その最初の制度改革として、1961年に新しい家族法である「女性憲章」(Women's Charter)が制定された。しかしながら、一方でシンガポール女性は家庭内では育児や家事を担う「良き妻」あるいは「良き母」としての役割を果たすことが求められてきた。すなわち、シンガポール女性は、国家建設のなかで、国家の経済発展への貢献と父長的な伝統に基づく性別役割分担への貢献という二つの矛盾する社会的プレッシャーを課せられてきたといっても過言ではない。

本稿は、イギリス植民地支配下で認められてきたシンガポールの各民族の慣習や宗教に基づく婚姻制度と、女性の地位向上を進めるための一手段として、主には一夫多妻婚を禁止するために制定された女性憲章のなかに定められた婚姻制度を比較しながら、同憲章の効果や意義について批判的に考察することを目指すものである。前半では、イギリス植民地時代に導入されたイギリス法と各民族の慣

習や宗教に基づく婚姻制度の並存がどのような原則によってなされてきたのかを分析する。後半では女性憲章の制定背景とその目的、および同憲章に基づく婚姻制度と夫婦の権利義務に着目しながら、〈女性の地位向上〉という大きな目標を掲げて着手された家族法の大幅な改革が、封建的な伝統に基づいて形成されてきたジェンダー差別を克服し、シンガポール女性の解放に結びつくものであったのかどうかについて検討する。

## 2. イギリス植民地時代の婚姻法

### 2.1 シンガポールにおけるイギリス法の導入と属人法の関係

シンガポールにおけるイギリス法の導入は、1826年11月26日に「プリンス・オブ・ウェールズ島<sup>2)</sup>、シンガポールおよびマラッカ司法裁判所」の設置を定めた第2司法勅許状(Second Charter of Justice)が発給された時点で始まった<sup>3)</sup>。これらの植民地下におけるイギリス法の導入には3つの準則が存在しており、そのうち第2の準則は、「イギリス法は、植民地の住民の宗教・伝統・慣習が認める場合に適用される」とするものであった。1875年にペナン島で審理されたYeap Cheah vs. Ong Cheong Neo<sup>4)</sup>のケースにおいて、イギリス枢密院は「イギリス法が一般的な政策に適用され得るとしても、それらの移入法が様々な民族から構成される住民に対し、『不正義や抑圧』をもたらすことのないように修正される必要がある」との判断を示した。また、Cheang Thye Phin vs. Tan Ah Loyのケース<sup>5)</sup>、Khoo Hooi Leong vs. Khoo Hean Kweeのケース<sup>6)</sup>、およびKhoo Hooi Leonng vs. Khoo Chong Yeokのケース<sup>7)</sup>においても、イギリス枢密院はイギリ

2) 現在のペナン島（マレーシア）を指す。

3) Helena H.M. Chan, *An Introduction to the Singapore Legal System*, Malayan Law Journal Pte.Ltd, Singapore, 1986, p.5

4) (1875)LR 6 PC 381

5) (1920)A.C.369

6) (1926)A.C.529

ス法の修正を認め、華人系住民の慣習に基づく一夫多妻婚から生じた子どもの相続権と嫡出の問題を解決するために、華人系住民による一夫多妻婚の効力を認めることを求める判決を出すよう、裁判所に求めた。

したがって、これらの判例から分かるように、植民地化に伴い、シンガポールではイギリス法が導入されたものの、一方で植民地化以前から住んでいた住民や植民地化以降に導入された華人系やタミール系等の移住労働者の民族や宗教に基づく属人法 (personal law) の効力も同様に認められてきたのであった。属人法の効力は婚姻や離婚や養子縁組等の家族法の分野に限って、その適用が認められてきたといわれているが<sup>8)</sup>、その理論的な正当性と適用範囲に関して、明確な定義がなされていたわけではなかった<sup>9)</sup>。

## 2.2 イギリス植民地支配下の婚姻制度

上記の経緯を経て、植民地支配下のシンガポールにおいては、各民族や宗教に沿って、少なくとも7つの婚姻制度が存在していたといわれている。それらは、1. 華人系住民の慣習、2. イスラーム、3. ヒンドゥー教、4. シーク教、5. コモン・ロー、6. キリスト教徒婚姻条例 (Christian Marriage Ordinance)、7. 民事婚姻条例 (Civil Marriage Ordinance) であった。このうち、1から4は、シンガポール在住の各民族の慣習や宗教に基づく婚姻制度であり、5はイギリス枢密院の決定によって、イギリス法であるコモン・ローが直接導入されたものである。婚姻に関する正式な形式は特に問われなかつたが、婚姻当事者による同意が必要不可欠であるとされていた<sup>10)</sup>。6は、1865年の「インド人婚姻法 (Indian Marriage Act)」と1880年の「婚姻登録官条例」 (Marriage Registrar's Ordinance) に代わるものとして制定されたものであり、同条例はシンガポールにおける最初の婚姻法令で

7) (1930)A.C.346

8) Helena H.M. Chan, *op.cit.*, p.10

9) G.W. Bartholomew, "The Legal System", in Riaz Hassan ed., *Singapore: Society in Transition*, Oxford University Press, Singapore, 1976, p.89

10) Kenneth Wee, "The Family and the Law in Singapore", in Eddie C.Y. and Aline K Wong eds., *The Contemporary Family in Singapore*, Singapore University Press, 1979, p.271

あった<sup>11)</sup>。また、同条例はキリスト教徒間の婚姻を規定することを目的に制定されたものであったが、同条例が教会婚に代わるものとして登録婚を規定するようになってからは、同条例の改正が行われた1941年に至るまでキリスト教徒以外の住民に対しても適用され得るものとして解釈されていた。7の民事婚姻条例は1940年に制定され、ムスリム以外のすべての住民が利用できる任意の婚姻条例であった。同条例の下では一夫一妻婚が義務付けられ、婚姻年齢や婚姻禁止親等も定められていた<sup>12)</sup>。

以下では、シンガポールの人口の約7割を占める華人系住民の間で行われてきた婚姻、人口の約2割を占めるマレー系住民、および人口の約1割を占めるインド系の住民が信仰するヒンドゥー教とシーク教に基づく婚姻について概説する。

### 2.1.1. 華人系住民

華人系住民は、中国の漢族の間で行われてきた方式を継承してきた。漢族の間では、婚姻の成立に必要な儀式の他に、一夫多妻、婚姻禁忌<sup>13)</sup>、早婚<sup>14)</sup>等、婚姻に関する多くの慣習が存在していた。漢族の間では、頑なに先祖崇拜が求められてきたことから、子孫を残すことが婚姻の主たる目的とされていた。その結果、一夫多妻婚が生じることになった。しかしながら、漢族における一夫多妻婚とは、一夫一妻婚という単婚制を基本とするものであり、律<sup>15)</sup>においても、一人の男性が同時に二人以上の妻を持つことは許されていなかった。一方、男性は妻の他に「妾」を持つことは自由であり、「妾」が何人いても重婚にはあたらないとされてきた。「妾」は妻よりもその地位が低く、妻と「妾」との間には明確な差がみ

11) Leong Wai Kum, *Family Law in Singapore : Cases and Commentary on the Women's Charter and Family Law*, Malayan Law Journal, Singapore, 1990, p.132

12) Kenneth Wee, *op.cit.*, p.269

13) 近親不婚・同姓不婚・尊卑不婚・いとこ婚・他種不婚（異父同母、同父異母、兄弟姉妹）・官民不婚・良賤不婚・姦通不婚・僧道不婚・仇どうしの家族間不婚等を指す。

14) 胎児婚約である「指腹婚」や息子の将来の嫁として女児を幼い頃に引き取って養う「童養媳」等を指す。「童養媳」は、男性側が成人した女性と婚姻するときに要する高額の対価を回避し、家族内の労働力を増やすことを目的とするものである。一方、女性側にとっては貧困な家族であれば、女児の養育の負担を免れるという経済的メリットもあった。

15) 唐律戸婚律第28条、明清律婚姻の妻妾失序条

られていたとされている<sup>16)</sup>。したがって、漢族の婚姻形態は一夫一妻婚を基本としながらも、現実的には「妾」制度の形成を認めてきたことから、実質的には一夫多妻婚であったといえる<sup>17)</sup>。

イギリス植民地支配下のシンガポールでは、夫の死後に妻と「妾」により、相続をめぐる争いが引き起こされることになった<sup>18)</sup>。相続権を争った判例のなかのリーディングケースとなった「6人の未亡人事件」(Six Widows Case)<sup>19)</sup>においては、中国における「妾」の存在とその地位の調査が判事によって行われた。その結果、「妾」の社会的地位は妻と比較すると低いものであるが、その存在は限りなく妻に近いものであると判断され、また婚姻成立に必要とされる一連の儀式が行われたかどうかが、妻および「妾」であることの根拠とされた。華人系住民の慣習に基づく一夫多妻婚の有効性をめぐる裁判は、徐々に婚姻成立に必要とされる儀式の存在によって判断するのではなく、婚姻当事者がその婚姻を望み、かつ実際にそのような関係になったということのみが婚姻の有効性に不可欠な要件であるとされるようになった<sup>20)</sup>。

#### 2.1.2. マレー系住民

シンガポールにおいては、ムスリムの婚姻は植民地化の初期の段階から、イスラーム法(シャリーア)に沿ったものであれば有効であると解されてきた。また、婚姻に必要な要件を満たし、シャリーアによる儀式が行われる限り、一夫多妻婚<sup>21)</sup>が認められるとされてきた<sup>22)</sup>。しかし、イスラームにおける一夫多妻婚は、華人系のものとは異なり、すべての妻が平等な関係であると解釈されている。

16) 大塚勝美『中国家族法論』(御茶の水書房、1985年), 74-75頁

17) 同上, 72-73頁

18) Lao Leong Anの財産をめぐる事件』(Goods of Lao Leong An Case)が、華人系の男性の「妾」制度の有効性をめぐる最初の判例となった。(1867)Str LR(1827-77), Court of Judicature

19) (1908)12SSLR 120 Straits Settlement Registrar, High Court and Court of Appeal

20) Kenneth Wee, *op.cit.*, p.269

21) ムスリムの一夫多妻婚とは、男性に最高で4人まで妻を持つことを許すものである。

22) Kenneth Wee, *op.cit.*, p.270

シンガポールにおいては、1880年頃にムスリムの婚姻登録を定める立法がなされ、そのなかにイスラーム法に沿った婚姻手続および相続に関する規定が含まれていた<sup>23)</sup>。1957年にはシャリーアの効果的な運用を行うために、ムスリム条例(Muslims Ordinance)が制定された。これは、ムスリム間の離婚数の増加に対する対策の一つであった。また、マレー系住民のコミュニティのなかで、強制結婚、早婚<sup>24)</sup>、公的調停機関の不存在、婚姻当事者間の年齢差が問題化されていたこともその背景にあった。同条例の制定により、婚姻や離婚の調停機関となるシャリーアコートが設置され<sup>25)</sup>、離婚申請はシャリーアコートで行われるようにになった。1960年に同条例の改正が行われ、シャリーアコートの権限がさらに増加することになった<sup>26)</sup>。同条例は1966年に廃止され、それ以降のムスリムの婚姻は現在にいたるまで、ムスリム法施行法(Administration of Muslim Law Act)に基づいて行われている。

#### 2.1.3. インド系住民

シンガポールのヒンドゥー教徒の間では、インドのヒンドゥー教徒の間で存在するカースト制度は継受されてこなかった。したがって、婚姻の儀式がカーストによって多種多様であるという現象は見られなかったはずである。しかし、インドにおいて広範に行われてきた「サプタバディー」<sup>27)</sup>と称される婚姻儀式は移住先のシンガポールにおいても継受されていた。ヒンドゥー教の教義によると、基本的には一夫一妻婚が薦められているが、男性は複数の女性と婚姻できると考えられていた<sup>28)</sup>。イギリス植民地支配下で示された数少ない判例においては、一夫

23) *Ibid.*

24) シャリーアでは、婚姻年齢に関する制限はなく、婚姻するには肉体的成熟と判断力があればよいとされている。また、判断力を有するにいたる年齢に関しては特別な規定があるわけではないが、15歳で成熟に達するという推定がある。小島二郎「第6章マレーシア」、千葉正士編『アジア法叢書8 アジアにおけるイスラーム法の移植(湯浅道男教授遺稿記念)』(成文堂、1986年), 40頁

25) ムスリム条例第35条2項

26) Aline K Wong, *Women in Modern Singapore*, University Education Press, Singapore, 1975, pp.24-27

27) 「新郎」と「新婦」とが一緒に神聖な火の前で7歩を歩む儀式のこと指している。7歩進んだときに婚姻が成立し、拘束力を持つものとなる。

一妻婚あるいは一夫多妻婚がヒンドゥー教の規範の一つにあるのかどうかについての専門的あるいは鑑定にあたるような証拠の提出が求められている。また、ヒンドゥー教徒の間では婚姻登録が存在していなかったが、同じく判例上は、ヒンドゥー教の教義に基づいて執り行われた婚姻の有効性に関して、専門的あるいは鑑定にあたるような証拠の提出が求められてきた<sup>29)</sup>。シーカー教徒に関しては、直接的に婚姻の有効性を示す判例はないが、他の宗教を信仰する者に認められてきたように、宗教に基づく婚姻の有効性が認められてきたと解するのが自然であろう<sup>30)</sup>。

### 3. 新家族法としての女性憲章の制定

#### 3.1 女性憲章の制定過程とその目的

シンガポールがイギリスの自治領となった1959年に自治政府選出のための総選挙が行われ、人民行動党 (People's Action Party) 政権<sup>31)</sup>が誕生した。同選挙の際に、人民行動党は公約の一つとして、婚姻改革を掲げていた。選挙後の計画を詳細に記したブックレット "Task Ahead" が発行され、その第1部において、今後の5年計画の一つとして、女性を解放するために一夫一妻婚による婚姻法が制定されることになると謳われた。

28) Leong Wai Kum, *op.cit.*, p.132

29) Kenneth Wee, *op.cit.*, p.270

30) *Ibid.*

31) 自治政府誕生以降、現在にいたるまで、人民行動党はシンガポールの政権と党であり続けている。同党は、イギリスの大学で教育を受け、イギリス的な国家の建設を目指す「クイーンズ・チャイニーズ」(Queen's Chinese) のグループと共に共産主義に影響を受けた若い華人系のグループが共同して創設されたものであったが、マレー系やインド系のメンバーも少數ながら含まれていた。しかし、同党が政権を掌握した後に、党内でクイーンズ・チャイニーズと共に共産主義グループのイデオロギー対立が激化し、共産主義グループが同党から脱党した。1963に行われたシンガポール州議会選挙においても同党は勝利し、これ以降、同党による一党独裁体制がシンガポールにおいて確立されてきた。

「我々の人口のほぼ半数を占める女性は、我々の国家形成において重要な役目を果たすことになる。女性を封建的および保守的な呪縛から解放するために、一夫一妻婚による婚姻法が制定されることになるであろう。」<sup>32)</sup>

人民行動党は、政権掌握後にその公約を実現するために婚姻制度の改革に着手し、その結果、1960年3月2日にムスリム以外のすべてのシンガポール住民に適用される婚姻制度の整備を目指した女性憲章案が作成され、立法参事会に上程された。同憲章案は、婚姻手続や婚姻登録制度に関する規定のみならず、夫や妻の義務と権利、離婚や扶養等、その他の家族法の分野全般にわたる規程を含む総合的な家族法案であった。同年3月6日に開かれた立法参事会において、同憲章案が審議され、そのなかで同憲章の目的がChan Choy Siong議員によって以下のように述べられた<sup>33)</sup>。

「女性憲章の基本的な原理は、女性が法によって保護される権利を有することを可能とし、かつ婚姻の安定性を人々にもたらすことである。」

「(女性憲章による) 婚姻制度は、夫と妻がその婚姻生活において平等の地位を享受することを可能とする一夫一妻婚を規定するものである。(中略) 女性憲章の制定は、単に女性が法による保護を受けることを可能とさせるだけでなく、基本的に社会において革命的な変革をもたらすことも目指している。」

「女性問題は、不条理な社会の結果である。男性は女性を商品の一つとして扱っている。その非人道的な封建的制度は、女性の権利を奪ってきた。(中略) 男性は、3人あるいは4人の配偶者を持つことができる。男性は尊いものと考えられ、一方で女性は劣っていると考えられている。(中略) 我々の社会において、女性は男性に切られるためにテーブルの上に置かれた肉のようである。」

32) Leong Wai Kum, *op.cit.*, p.12

33) Singapore Legislative Assembly Debate, April 6, 1960, p.443

Chan Choi Siong議員の発言から明らかなように、女性憲章の制定目的は、前章で概説したように、イギリスの植民地支配下で認められてきた各民族の慣習や宗教に基づく一夫多妻婚の禁止にあり、またそうすることによって女性の権利を保護すると同時に社会の安定化を図ることにあった。一夫多妻婚こそがシンガポール社会における女性差別の根底にあるものとして指摘され、その禁止を法によって規定することによって、シンガポール社会に根付いてきた男女間の不平等を是正していくことが目指されたのである。そこには、人民行動党のブックレットであるTask Aheadで明示されていたように、マンパワー以外に活用できる資源を有しないシンガポールの生き残りをかけた戦略が込められていた。すなわち、制度改革によって封建的な社会規範や慣習に縛られてきた女性を「解放」し、冒頭で示したように、経済発展のために女性の労働参入を促すことが期待されたのである。

1960年の立法参事会においては採択されなかったため、1961年2月22日に同憲章案が再び立法参事会に上程された。その結果、同年5月24日に、修正案が立法参事会を通過し、制定にいたった。1961年9月15日に第18条例(Ordinance 18 of 1961)<sup>34)</sup>として施行され、現在にいたるまで15回にわたって修正がなされている。また、1980年には同憲章の再編成が行われ<sup>35)</sup>、現行の形に向けての整備がなされた<sup>36)</sup>。

### 3.2 女性憲章の構成と立法モデル

制定以来15回にわたる修正を経た現在の女性憲章の構成は、次のようにになっている。

第1編 前文(1条から3条)、第2編 一夫一妻婚(4条から7条)、第3編 婚姻

34) 女性憲章が施行された当時のシンガポールは英連邦内の自治州であったため、立法参事会で制定される法律はOrdinance(条例)と表現された。完全独立を果たした後に制定された法律はActと表現されるようになった。

35) 1981年6月1日より施行

36) 1985年にシンガポール議会制定法の改訂が行われた際に、女性憲章はその第353法(Chapter 353)として位置づけられた。Leon Wai Kum, *op.cit.*, p.16

の挙行(8条から24条)、第4編 婚姻登録(25条から33条)、第5編 婚姻の挙行および登録に関する罰則および雑則(34条から45条)、第6編 夫と妻の権利と義務(46条から63条)、第7編 家族の保護(64条から67条)、第8編 妻と子どもに対する扶養(68条から79A条)、第9編 扶養命令の執行(80条から91条)、第10編 第1章 離婚(92条から100条)、第2章 法定別居(101条から103条)、第3章 婚姻の無効(104条から111条)、第4章 婚姻関係訴訟手続の結果として生じる財産に関する規定(112条から121条)、第4A章 外国における婚姻関係訴訟手続の結果として生じる財産給付(121A条から121G条)、第5章 子の福祉(122条から132条)、第6章 一般規定(133条から139条)、第11編 女性や女児に対する罪(140条から179条)、第12編 雜則(180条から186条)。

女性憲章は、婚姻手続に関しては1940年に制定された「民事婚条例」を、婚姻の解消に関しては「離婚条例」(Divorce Ordinance)を、妻の法的能力に関しては修正され、再制定された「既婚女性の財産条例」(Married Women's Property Ordinance)を、また扶養の義務に関しては「既婚女性と子ども(扶養)条例」(Married Women and Children[Maintenance]Ordinance)をモデルとして立法されたものである。これらの条例の内容は、イギリスで立法されている法律に類似するものであった。したがって、立法参事会はイギリスの植民地下で公的に認められてきた、各民族の慣習や宗教に基づく婚姻に関する規範を否定し、主にはキリスト教の規範をモデルとして制定された各条例を参考にすることを選んだのであった<sup>37)</sup>。

旧宗主国であるイギリスで高等教育を受けたエリート層であるクィーンズ・チャイニーズを中心に設立された人民行動党が、婚姻法の改革の際にイギリス型の立法を目指したとしても不思議はない。自らの属する民族の慣習や伝統を「文化」的に「遅れている」とみなし、逆オリエンタリズムの発想で旧宗主国を模倣したにすぎないとみることもできるだろう。しかしながら、各民族コミュニティ内の伝統や慣習を一方的に否定し、伝統も文化的背景も異なるイギリスの立法を単純にモデルとすることが、それぞれのコミュニティ内に根付くジェンダー差別を根本的なくし、女性の地位向上を図るために有効な手段となりうるのかどう

37) Leong Wai Kum, *ibid.*, p.15

かについては疑問が残る。シンガポール女性が各コミュニティ内で置かれている様々な立場を考慮しながら、抜本的な婚姻法の改革を進めることも可能であったはずである。

### 3.3 一夫多妻婚の禁止

女性憲章の主な目的である、一夫多妻婚の禁止に関する条項は、同憲章第2章の第4条から第6条、および第3編の第11条である。第4条1項は「(女性憲章の施行日である) 1961年9月15日の時点で1人あるいは複数の者と婚姻している者は、その婚姻が続いている限り、その配偶者および配偶者ら以外のいかなる者とも婚姻することができない」と規定している。また、第5条1項では、「シンガポールあるいはその他の地で第4条に違反してなされた婚姻は無効である」ことが示されており、さらには第6条において「何らかの法、宗教、慣習、慣行によって法的に婚姻している者が、その婚姻が続いている間に何らかの法、宗教、慣習、慣行の下でシンガポールあるいはその他の地で第4条に違反して婚姻することを意図するときは、夫または妻が生存している間に重婚の罪を図ろうとしたとみなされ、そのような場合は、刑法典第494条の意味するところの範囲内にあるとみなされ得る」と定められている。また、第11条では「婚姻時に婚姻当事者のどちらかが、何らかの法、宗教、慣習、慣行の下ですでに婚姻している場合には、シンガポールあるいはその他の地でそれらの者との間で挙行された婚姻は無効となる」ことが強調されている。第1編の前文に続く第2編において、一夫多妻婚の禁止規定がまずもって盛り込まれたという事実は、人民行動党が植民地支配下で認められていた一夫多妻婚をいかに問題視していたかを示す一例である。

女性憲章の施行以前に、各民族の慣習や宗教に基づいて婚姻した者に対しては、第181条3項において、「1961年9月15日以前に、何らかの法、宗教、慣習、慣行の下で挙行された婚姻の有効性については、本法は何ら影響をおよぼさない」とする規定が置かれていることから、これらの婚姻の有効性が認められ、保護がなされている。しかし、同憲章施行から50年が経過するなかで、ムスリムを除くシンガポール人の間では、実際には一夫多妻婚の形態を維持している者は年々減少し

ており、近い将来、シンガポール全域において非ムスリム間の一夫多妻婚は完全に消滅することになる。

## 4. 女性憲章に基づく婚姻制度と夫婦の権利義務

### 4.1 女性憲章に基づく婚姻制度

現行の婚姻手続は、第3編(8条から24条)に定められている。第8条1項は、「婚姻は、婚姻登録官または本条の下で所轄の大臣によって婚姻を挙行するための許可を与えられた者によって挙行される」と規定しており、有効な婚姻を成立させるための要件として、第22条1項において「シンガポールで挙行される婚姻は、(a) 婚姻登録官によって発行された婚姻許可書ないしは所轄の大臣によって与えられた有効な特別婚姻許可書の権威に基づくものではないかぎり、および(b) 婚姻登録官または婚姻を挙行する許可を与えられた者によるものではないかぎり、すべて無効とされる」ことが定められている。所轄の大臣によって婚姻を挙行するための許可を与えられた者とは、通常は宗教団体の役職者である。この方式により、シンガポールにおける婚姻手續が各宗教の慣習や儀式に沿って営なされることが可能となっている。

すなわち、シンガポールにおいて第8条および第22条1項に基づく婚姻がなされるためには、4種類の婚姻方法が存在していることになる。それらは、(1) 婚姻登録官によって発行された婚姻許可書の権威に基づく婚姻で、(a) 婚姻登録官の面前で行われるもの、および(b) 婚姻を挙行する許可を与えられた者の面前で行われるもの、と(2) 所轄の大臣によって与えられた有効な特別婚姻許可書の権威に基づく婚姻で、(a) 婚姻登録官の面前で行われるもの、および(b) 婚姻を挙行する許可を与えられた者の面前で行われるものとなる。

(1) の (a) による婚姻の挙行は、3段階の手続を経て成立する。まず、婚姻を希望する者のどちらか一方が所定の書式の通知書に署名し、婚姻登録官に提出する(第14条)。提出された通知書は婚姻登録官によって、電子メディアあるいは

はその他の方法によって順次に綴じられる（第16条）。印刷した通知書や通知書の概要是婚姻許可書が発行されるまで、ないしは3カ月が過ぎるまで登録官室内の目立つ場所に提示される（第16条）。その後、通知書が提出されてから21日を経過した段階で、またその日から3カ月を超えないときまでに、当事者から所定の支払いがなされている場合には婚姻登録官が所定の書式で作成された婚姻許可書を発行する（第17条）。また、婚姻登録官は所定の支払いがなされないとき、あるいは両当事者による制定法上の宣言がなされないときには、婚姻許可書を発行することができない。制定法上の宣言の内容には、①婚姻を希望する両当事者のいずれもがシンガポール市民、ないしはシンガポールの永住権保持者ではない場合、通知書の提出がなされるときに当事者のどちらかがシンガポールに少なくとも15日間滞在していたこと、②両当事者が21歳以上であること。当事者の一方が21才未満である場合は、離婚経験があるか、もしくは寡夫または未亡人であること、または以前の婚姻が無効であると宣言されていること、③一方当事者が婚姻経験のない未成年者である場合は、女性憲章の第2付表で示されている適正な者による同意があるか、あるいは高等法院の同意が第13条によって与えられていること、④両当事者ともに、18歳未満ではないこと、⑤法的な婚姻障害が存在していないこと、⑥両当事者ともに、何らかの法、宗教、慣習、慣行の下で他の者と婚姻していないことが含まれる。

婚姻許可書が発行された後に、婚姻を希望する当事者は婚姻儀式に進むことになる。儀式が成立するためには、2人の証人の出席、婚姻登録官と当事者による受け答え、当事者による宣言が必要とされる。また、婚姻登録者には儀式の場において、当事者が当該婚姻に任意に同意していることを確認することが求められる。

儀式の終了後に当該婚姻は婚姻登録官により、婚姻証明書の形で登録される。その際には当該婚姻を挙行した婚姻登録官と婚姻両当事者による署名がなされ、またそれらは2人の証人によって認証されなければならない（第28条）。

(1) の (b) による婚姻の挙行は、婚姻を希望する者が婚姻許可書を婚姻登録官から発行されるところまでは、(1) の (b) の方法と変わりはない。婚姻許可書は、婚姻を挙行することを許可された者に手交され、その者により当該婚姻の

挙行がなされる。婚姻登録に関しては、婚姻当事者が婚姻から1カ月以内に副婚姻登録官の面前に出頭して、口頭か書面による婚姻の証拠を提出する。婚姻登録のために作成される婚姻証明書には、副婚姻登録官および婚姻の両当事者による署名がなされ、それらを婚姻の挙行の際に出席した2人の証人が認証する必要がある（第29条）。(2) の (a) と (b) による婚姻の方法は、婚姻登録官ないしは婚姻の挙行をすることを許可された者によってなされるが、(1) の方法と異なる点は、所轄の大臣によって発行される特別婚姻許可書に基づいているという点である。この場合の婚姻は、婚姻を希望する両当事者あるいは一方当事者が18歳未満である場合か<sup>38)</sup>、両当事者が血族関係または姻族関係にある場合に適用されている<sup>39)</sup>。

#### 4.2 夫婦の権利義務

第6編は夫と妻の権利と義務について規定しているが、このなかでも特に婚姻によって生じる夫婦間の権利と義務についての詳細を定めている第46条と既婚女性の法的能力について定めている第48条についてみていくことにする。

第46条1項は、「婚姻の挙行に基づいて、夫と妻となった者は共同体の利益を保護するため、および子どもを世話し、扶養するために、互いに協力するよう相互に拘束される」と規定している。ここでいう「共同体」（union）が意味すること、また「共同体の利益を保護する」ために互いに協力することの意味についての説明はなされていない。したがって、当事者が何をもってその義務に違反し

38) シンガポールにおける法定の婚姻最低年齢は18歳であり、女性憲章第21条の下で所轄の大臣によって許可される特別婚姻許可書の権威に基づいて挙行される婚姻ではない限り、婚姻を希望する者のどちらか一方が18歳未満の場合の婚姻は無効とされる（第9条、第21条）。

39) 女性憲章第10条で禁止されている婚姻禁止親等は同憲章の第1付表で示されている。

男性の場合、母・娘・父の母・母の母・息子の娘・娘の娘・姉妹・妻の母・妻の娘・父の妻・息子の妻・父の父の妻・妻の父の妻・妻の息子の娘・妻の娘の娘・息子の息子の妻・娘の息子の妻・父の姉妹・母の姉妹・兄弟の娘・姉妹の娘である。

女性の場合、父・息子・父の父・母の父・息子の息子・娘の息子・兄弟・夫の父・夫の息子・母の夫・娘の夫・父の母の夫・母の父の夫・夫の父の父・夫の母の父・夫の息子の息子・夫の娘の息子・息子の娘の夫・娘の娘の夫・父の兄弟・母の兄弟・兄弟の息子・姉妹の息子である。

たといえるのかという点については同条文の上では明らかにされにくいという問題が生じる。また、その違反がどのように処理されるのかという点についても明確にはなっていない。これらの点は判例上で明らかにするほかないが、いずれにせよ、第46条1項は、夫とその妻となった者の「モラル」となる原理を定めているといえよう<sup>40)</sup>。また、妻と子どもに対する扶養を定めた第8編の第69条は「いかなる既婚女性も夫が合理的な扶養を提供することを怠ったり、拒んだ場合には、区裁判所または治安判事裁判所に提訴でき、裁判所はそのことの証拠に基づいて、夫に対し、妻を扶養するために月毎の手当、ないしは一時金を支払うよう命じることができる」と定めている。このことから、夫となった者には第46条1項で定める「共同体の利益」の保護のために、妻を扶養することがその義務の一つとして課せられないと解釈できる。

しかしながら、そのような条項は妻が夫に経済的に依存し、保護の対象として夫の下にあることを前提として立案されたと読み取れるものである。また、本規定を先に述べたシンガポールにおける経済発展のための国家戦略として女性を活用するという観点から考えてみると、女性は経済発展に貢献することが求められる一方で、あくまで労働の現場においては男性労働者に比べると低賃金の従事的な地位に置かれること、あるいは現実的にそうあることを前提とした条文であると解することができる。さらには、この条項は、女性憲章が制定された当時のイギリス法をモデルとしているが、イギリスにおいてはすでに夫婦間における扶養の扱いに関する不平等性についての改正がなされている。女性の社会進出がある程度進んでいる現在のシンガポールにおいては、女性が一家の主な稼ぎ手として所得を得ている可能性が十分に考えられるため、将来的には改正が必要とされるときがくるのではないだろうか。

第46条2項は「夫およびその妻は単独であらゆる売買や職業ないしは社会活動に単独で從事する権利を有する」ことを規定している。また、同条3項において「妻は氏と名を単独で使う権利を有する」こと、および同条4項において「夫およびその妻は婚姻世帯の運営において平等な権利を有している」ことが定められ

40) Leong Wai Kum, *The Singapore Women's Charter: 50 Questions*, ISEAS Publishing, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 2011, p.30

ている。これらの条項は、女性の社会進出を可能とするときの法的根拠の一つとなるものであるが、「婚姻世帯 (matrimonial household) の運営」およびその際の「平等な権利」が具体的にどのようなことを意味しているのかについて、条文上は明確にされていない。しかし、そもそも女性憲章の制定目的がすでに述べたように、「夫と妻がその婚姻生活において平等の地位を享受することを可能とする一夫一妻婚を規定する」ことにより、同憲章の制定によって、イギリス植民地時代の婚姻の概念そのものを変えるための社会変革を目指していたことを考えると、このような文言が規定のなかに含まれることは不自然なことではない。

第51条は既婚女性の法的能力について、4項にわたる規定を設けている。具体的には、「いかなる財産をも取得することができ、保有し、処分することができる」(第51条1項)こと、「責任がある、あらゆる不法行為、契約、負債、債務証書に関して、自ら責任を負い、負わせられる能力を有する」(第51条2項)こと、「不法行為または契約のどちらかにおいて、自らの名において訴えたり、訴えられたりする能力を有し、またこれらの目的のために用いられるすべての救済手段や補償を利用できる権利を有する」(第51条3項)こと、および「破産法、およびそのための判決や命令の執行の適用を受ける」(第51条4項)こととなっている。コモン・ロー上、夫と妻は一人格であり、その一人格とは夫であると考えられてきた。妻は自分の財産を所有することができず、契約能力も認められてこなかった。また、不法行為訴訟の当事者となることについても、夫が共同原告(被告)に加わることがなければ、不可能とされてきた<sup>41)</sup>。これらの点と比較すると、同条は既婚女性に対し、自己の財産を自らの管理下におく能力を法的に保障し、また契約能力も認めるものとなっていると評価できる。同条はシンガポール社会における女性の地位向上と経済活動への参加に一定の効力を与える法的根拠となってきたといえるだろう。

夫婦の財産分割に関しては、女性憲章の改正により、夫婦共有財産と特有財産の区別を緩め、財産分与の際に主婦としての貢献度を考慮するよう裁判所に申し出ることができるようになった(第112条2項d)。これは、1950年代から60年代にかけてイギリスで出された一連の控訴院判決において、妻の財産分与請求権の

41) 戒能民江「イギリスの家族法」、黒木三郎監修『世界の家族法』(敬文堂、1991年)、5頁

判断をする場合、妻の家事・育児など家族の福祉への寄与を考慮しうるという原則が示されたこと、またその後に制定された関連法の影響であると考えられる。

## 5. おわりに

本稿においては、シンガポールにおけるイギリス植民地時代の婚姻法の形態と1961年に制定された総合的な家族法である女性憲章を比較分析しながら、婚姻法の改正が女性の地位向上に与える影響について議論してきた。1970年代中頃のシンガポールにおいては、同憲章とムスリムに適用される婚姻法（ムスリム法施行法）に関する法整備が、家族関係の改善および社会における女性の地位向上に一定の役割を果たすものとなったと評価されていた<sup>42)</sup>。確かに、一夫多妻婚を禁止し、婚姻世帯の運営における夫婦間の平等を定め、既婚女性の経済活動を保障した婚姻法の改正は、それまで認められていなかった女性の権利を一定程度、法的に保障することを実現するものとなったことは否定できない。しかし、それをもって抜本的に「女性を封建的および保守的な呪縛から解放する」ことになったと評価することはできないだろう。そもそも、ジェンダー差別の克服および女性の解放には、社会に根強く残る封建的な規範を支える人々のジェンダー観を変革することなくして、達成することはできない。また、民族に基づく文化的背景や伝統が異なるイギリスの立法をモデルにすることが、シンガポールの女性の解放につながるとも単純にはいえない。

1984年に人民行動党を長年率いてきたリー・クアン・ユー元首相が、過去数年の民族別、学歴別出産統計を示しながら、「大卒女性は、職業を優先させ、結婚しない人が増えているし、結婚しても子どもの数がとても少ない。これに対し、低学歴の女性は、結婚して多くの子どもを生む傾向にある。もしこれを放置していくなら、将来シンガポールの知的水準が低下し、次の世代は才能のない者ばかりになり、ゆゆしい事態だ。そのため大卒女性は結婚し、もっと子どもを生むべきだ」<sup>43)</sup>と発言した。この発言に端的に表れているように、シンガポールの女性は

42) Aline K Wong, *op.cit.*, p.27

国家の発展にとって「有益」な労働力になると考えられる女性とそうではないとみなされる女性とに分断され、前者を優先する政策がとられてきた。

1980年代までのシンガポールにおいては、多くの女性が結婚するまで仕事を持ち、結婚後あるいは第一子出産後に仕事を辞めるパターンが多くみられてきた<sup>44)</sup>。そうすることで、結婚するまでは国家の経済発展に貢献し、結婚後は「良き妻」であることを演じさせられてきた<sup>45)</sup>。1990年代になるとその傾向は徐々に減少し、結婚後も仕事を続ける女性が増加するようになった。そうなると、女性が伝統的に負担すべきであるとされてきた家事労働と経済活動を同時にこなすことは、女性にとって大きな負担となる。そこで、シンガポール女性に代わって家事労働を担うようになったのが、フィリピンやインドネシア出身の女性の移住労働者であった。確かにこれらの移住労働者の存在は、高学歴かつ高収入のシンガポール女性を家事労働から解放することになった。しかしながら、それによって、シンガポール社会の伝統的性別役割分担の問題が解決されたわけではない。女性の仕事としてみなされてきた家事労働を女性の移住労働者が代行するようになったにすぎないのである。

国連開発計画が発表した2010年の人間開発報告書（Human Development Report）によると、シンガポールのジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index）<sup>46)</sup>は0.086とされており、これは世界第8位、またアジア地域では第1位にランクされるものである。シンガポールの場合、法制度の改革に基づいて女性の権利が一定程度保障されることになったこと、また国家の経済に貢献できる人材を作るための教育が性別を問わず行われてきたことによって女性の中高等教育の達成度が上昇したこと、および経済発展のために女性の労働参加が国家政策として積極的に求められてきたこと、および経済発展とともに医療技術が向上したこと

43) 岩崎育夫『現代アジアの肖像15 リー・クアン・ユー－西洋とアジアのはざまで』（岩波書店、1996年），176-177頁

44) Stella R. Quah, *Family in Singapore: Sociological Perspectives*, Times Academic Press, Singapore, 1994, p. 63

45) *Ibid.*

46) ジェンダー不平等指数とは、妊産婦死亡率、女性による中高等教育の達成率、および女性の政治や労働への参加率等をもとにし数値化された男女間にみられる不平等を示す指標を指す。完全に平等である0から、完全に不平等である1までの間で指標が示される。